

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

浪岡川二期地区環境配慮基本方針作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営土地改良事業地区調査浪岡川二期地区環境配慮基本方針作成その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査浪岡川二期地区において環境配慮調査を実施し、環境との調和への配慮に関する基本的な考え方である環境配慮基本方針（案）を作成するものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は青森県青森市、五所川原市、南津軽郡藤崎町及び北津軽郡板柳町で、別添「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 準備作業 | 1式 |
| (2) 環境配慮調査の実施 | 1式 |
| (3) 環境配慮基本方針（案）の作成 | 1式 |
| (4) 照査 | 1式 |
| (5) 点検とりまとめ | 1式 |

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画

	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-8条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村環境 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画の作成時
- 2) 環境配慮調査(春季・夏季調査)の調査結果とりまとめ時
- 3) 環境配慮調査(秋季調査)の調査結果とりまとめ時
- 4) 環境配慮基本方針(案)の原案作成時
- 5) 報告書原稿作成時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第1-12条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	令和7年4月

なお、期間中に改定等が生じた場合は、最新の図書等を用いるものとする。

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(参考図書)

第2-3条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

貸与資料	数量
国営浪岡川農業水利事業 事業誌	1部
国営浪岡川農業水利事業 事業計画書	1部
令和6年度地域整備方向検討調査浪岡川二期地域整備構想検討業務 報告書	1部
浪岡川二期地域環境配慮調査方針	1部
環境配慮基本方針(案) (他地区)	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- (1) 準備作業 1式
- (2) 環境配慮調査の実施 1式
- (3) 環境配慮基本方針(案)の作成 1式
- (4) 照査 1式
- (5) 点検とりまとめ 1式

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 環境配慮基本方針（案）の作成は、令和8年12月を目途とし、詳細については、監督職員と確認するものとする。
- (4) 報告書の取りまとめにあたっては、作業項目毎に作業内容等の要約版を作成するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回	作業着手前の段階
第2回	中間打合せ（環境配慮調査（春季・夏季調査）の調査結果とりまとめ時）
第3回	中間打合せ（環境配慮調査（秋季調査）の調査結果とりまとめ時）
第4回	中間打合せ（環境配慮基本方針（案）の原案作成時）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。
- (8) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和8年度土地改良事業地区調査
浪岡川二期地区環境配慮基本方針作成その他業務 位置図



凡 例	
	用水受益
	貯水池(国営)
	頭首工
	揚(排)水機場
	用水路(国営)
	用水路(県営)
	排水路(県営)
	市町村界

図面の名称	
浪岡川農業水利事業	
一般計画平面図	
縮尺 S=1/50,000	
作成年月日	平成 年 月 日
図面番号	1 1葉の内1枚

[作業項目内訳表]

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業		
1-1 現地踏査	作業に必要な現地踏査を行い、地域の状況を把握する。	○
1-2 資料の検討	作業のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を樹立する。	○
2 環境配慮調査の実施	発注者から貸与する浪岡川二期地域環境配慮調査方針に基づいて、別紙2調査の実施時期・調査方法等により、春季（6月）、夏季（7月～8月（コウモリ類は6～7月））、秋季（9月～11月）の調査を行い、別紙3～7の様式にとりまとめる。	○
3 環境配慮基本方針（案）の作成	<p>発注者から貸与する他地区の環境配慮基本方針（案）を参考に、過年度の調査結果及び上記2の調査結果を基に、以下の項目についてとりまとめ本地区の環境配慮基本方針（案）を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）地区概要と地域環境の概要 （2）調査結果と配慮すべき環境要素 （3）環境配慮の理念と配慮方策等 （4）環境配慮の検討体制 	○
4 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	○

<調査の実施時期>

施設名	整備内容 (案)	施工時期	生態系						景観
			ほ乳類・ は虫類・両生類	ほ乳類 (コウモリ)	鳥類	魚類・ 底生動物	陸上昆虫	植物	
① 浪岡ダム (取水施設)	更新、新設	9/1～12/1	2季：夏、秋	—	3季：春、秋、冬	—	2季：夏、秋	2季：夏、秋	4季：春、夏、秋、冬
② 浪岡ダム (放流設備)	更新	9/1～12/1	—	2季： 夏※、冬	—	—	—	—	—
③ 都谷森頭首工	補修、更新	5/16～11/30	3季：春、夏、秋	—	3季：春、夏、秋	3季：春、夏、秋	—	—	—
④ 都谷森導水路	補修	5/16～11/30	2季：夏、秋	2季： 夏※、冬	—	—	2季：夏、秋	2季：夏、秋	—
⑤ 夕顔関頭首工	改修、更新	10/11～翌3/31	3季：春、夏、秋	—	2季：秋、冬	3季：春、夏、秋	—	2季：夏、秋	4季：春、夏、秋、冬
⑥ 松島頭首工	改修、更新	10/11～翌3/31	3季：春、夏、秋	—	2季：秋、冬	3季：春、夏、秋	—	2季：夏、秋	4季：春、夏、秋、冬
⑦ 松島揚水機場	改修、更新	10/11～翌3/31	—	—	—	—	—	—	4季：春、夏、秋、冬
⑧ 銀幹線用水路	補修、更新	9/2～翌3/31	—	—	—	—	—	—	4季：春、夏、秋、冬
⑨ 川倉導水路	補修、更新	9/2～翌3/31	3季：春、夏、秋	—	—	3季：春、夏、秋	—	2季：夏、秋	—

注1) 調査は、春季(6月)、夏季(7月～8月)、秋季(9月～11月)を対象とする。

2) ほ乳類(コウモリ)の「夏※」は、調査時期を6～7月とする。

<調査方法>

調査対象		調査方法名	概要
生態系	ほ乳類	目視、フィールドサイン法、 シャーメントラップ法	目視、フィールドサイン法、シャーメントラップ法により確認されるほ乳類を記録する。
	コウモリ類	目視、バットディテクター	目視やバットディテクターを用いて記録する。コウモリ類が確認された場合は、侵入口の特定も行う。
	鳥類	定点観察法、任意観察法	定点及び任意観察により、目視及び鳴き声により確認される鳥類を記録する。目視は肉眼による直視の他、双眼鏡（8倍程度）とフィールドスコープ（30倍程度）を使用する。渡り鳥が確認された場合は、鳥類（飛来数）を確認する。
	は虫類・両生類	目視、捕獲	目視や鳴き声等による確認及びタモ網による捕獲により確認されるは虫類・両生類を記録する。
	魚類	捕獲	投網やタモ網、カゴ網、セルビン、定置網などを用いて魚類を捕獲し、魚類の体長等の計測と同定を行う。
	底生動物（水生昆虫含む）	捕獲	魚類と同時に捕獲される種を同定する他、底泥、礫下などからタモ網等を用いて捕獲し、その種を同定する。
	陸上昆虫類	目視、採種	目視、鳴き声により確認される陸上昆虫類を記録する。見つけ採り、スウィーピング法により捕獲し、その種を同定する。
	植物	目視	目視により、確認される植物を記録する。
景観	ダム、頭首工、用水路とその周辺	写真撮影	環境点検（現地踏査）により調査対象施設周辺の景観構成要素を把握する。視点場（定点）から遠景・中景・近景をデジタルカメラで撮影する。
		測色調査	調査対象施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系で数値的に整理する。

<魚類・底生動物調査における地点別の採集方法>

対象施設	調査位置		採集方法							
			タモ網/サデ網		投網		セルビン/カゴ網		定置網	
			適用	数量	適用	数量	適用	数量	適用	数量
都谷森頭首工	河川	上流	●	1名×1時間程度	●	10 投程度	●	各2個×1日程度	▲	1か所×1日程度
		下流	●	1名×1時間程度	●	10 投程度	●	各2個×1日程度	▲	1か所×1日程度
夕顔関頭首工	河川	上流	●	2名×1時間程度	●	15 投程度	●	各4個×1日程度	▲	2か所×1日程度
		下流	●	2名×1時間程度	●	15 投程度	●	各4個×1日程度	▲	2か所×1日程度
松島頭首工	河川	上流	●	1名×1時間程度	●	10 投程度	●	各2個×1日程度	▲	1か所×1日程度
		下流	●	1名×1時間程度	●	10 投程度	●	各2個×1日程度	▲	1か所×1日程度
川倉導水路	幹線用水路	調査範囲	●	1名×1時間程度	—	—	●	各2個×1日程度	—	—

注1) ▲: 現地水深等を考慮して、可能であれば実施する。

2) タモ網/サデ網は人数が増える場合には時間を減じる。セルビンは大量に入り窒息が起きる場合には3時間程度にとどめる。

①浪岡ダム 生態系調査範囲（調査項目：ほ乳類、鳥類、は虫類・両性類、陸上昆虫類、植物）

■整備予定地の環境

本ダムは、岩木川水系王余魚沢川に築造された堤高 52.4m のロックフィルダムである。ダム周辺は、標高 200m 程度の山に囲まれ、落葉広葉樹と常緑針葉樹の混交林である。

ダム右岸側は、県道が隣接し交通量が多く青森空港も隣接している。

ダムは年間を通じて貯水池の水位変動があり、非かんがい期となる秋季はダム底が見えるほど低下する。

管理棟周辺は、植栽された芝生で維持管理が行われている。

■調査の留意事項

ほ乳類、は虫類・両生類、陸上昆虫類、植物：土工を行う山間部に生育する動植物を把握するため、洪水吐の土工範囲に調査区を 1 か所設定する。

鳥類：山間部、水域に生息する鳥類相を把握するため、定点調査地を 1 か所設定する。



浪岡ダム洪水吐概況
(洪水吐上流側から撮影)

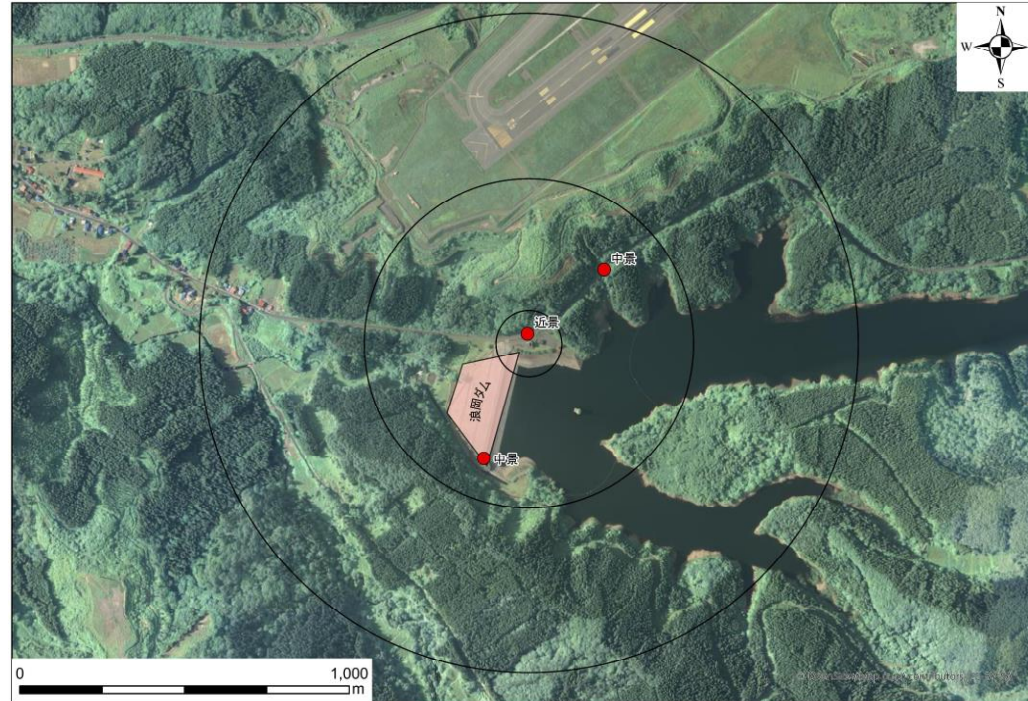


浪岡ダム 生態系調査範囲

①浪岡ダム 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- ダム管理棟を対象に近景・中景の視点場を設定する。
- ダム管理棟の近景は県道27号(青森浪岡線)に設定した。
- ダム管理棟の中景は、県道27号に設定した。
- 浪岡ダムは周辺が木々に囲まれ、県道27号付近からしか設備を視認できず、県道も大きくカーブを描いているため、遠方からの視認性が悪く、遠景の視点場は設定しない。



浪岡ダム 視点場



ダム管理棟 近景



ダム管理棟 中景

②浪岡ダム（放流設備）（調査項目：ほ乳類（コウモリ類））

■整備予定地の環境

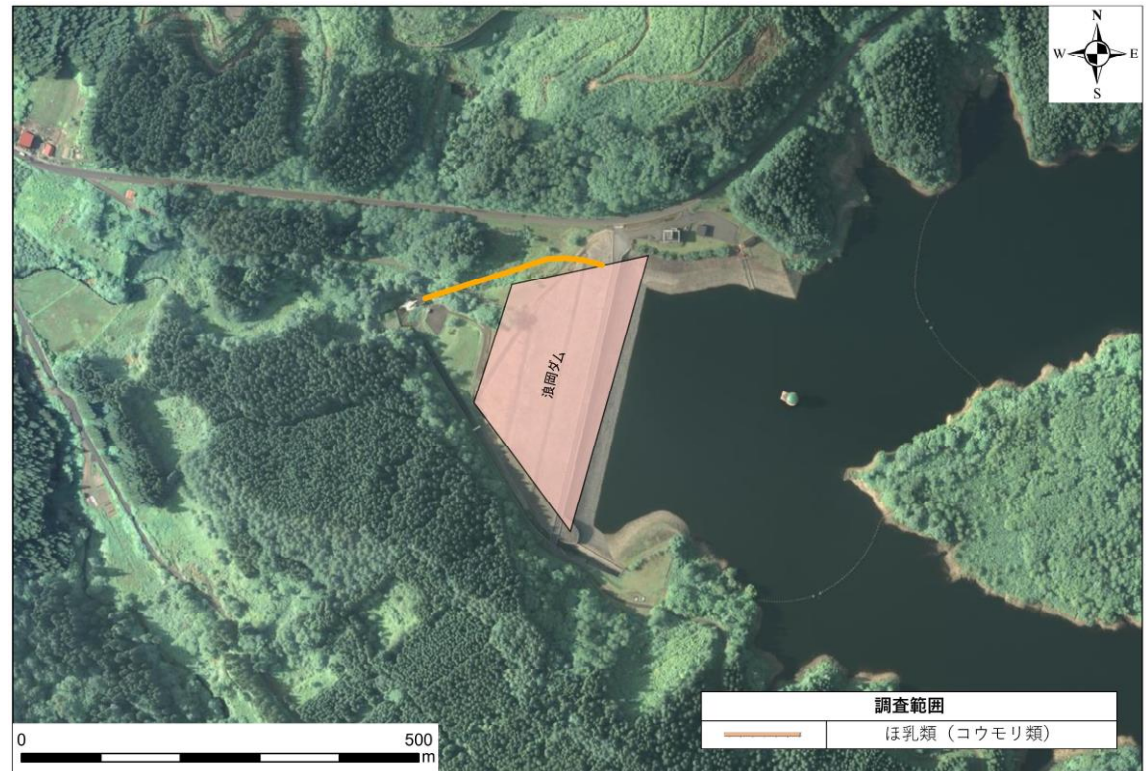
本放流設備は、ダム堤体の右岸側直下流に位置しており、目前の上流側はダム堤体、下流側は護岸工に覆われ、兩岸は谷斜面が迫っている。放流設備の取水導流管は、トンネル内にあり、建屋はダム直下に位置している。

■調査の留意事項

ほ乳類（コウモリ類）：トンネル内全線において目視調査を行い、必要に応じてバッドディテクター調査、バンディング調査を設定する。コウモリ類が確認された際は、侵入口の特定も行う。



放流設備



浪岡ダム（放流設備）

④都谷森導水路 生態系調査範囲（調査項目：ほ乳類（コウモリ類）、ほ乳類、は虫類・両生類、陸上昆虫類、植物）

■整備予定地の環境

都谷森頭首工に隣接している。導水路のトンネル内は、コンクリートによる巻き立て構造である。非かんがい期にダムへ注水するため、5月から9月までは通水されず春季、夏季に水がない状況にある。

入口付近は、土砂が溜まり植物が生育しており、ダム側の出口付近は、残水があるため水生生物の生息が確認できる。

■調査の留意事項

（鳥類：頭首工と一体的に調査を行う。）

ほ乳類（コウモリ類）：トンネル入り口において、バッドディテクター調査を行い、必要に応じてバンディング調査を設定する。

植物：沈砂池の拡幅予定地において、動植物調査を実施する。



沈砂池



都谷森頭首工 生態系調査範囲

⑤夕顔関頭首工 生態系調査範囲（調査項目：鳥類、は虫類・両生類、魚類・底生動物、植物）

■整備予定地の環境

岩木川支流十川中流部に位置しており、堰長88.5mである。頭首工地点の右岸側は水田、左岸側は集落が隣接している。河川の川幅は広く、非かんがい期に広範囲で中州が形成されるが、かんがい期には、上流側の中州は水没し、下流側の中州は、堰により水没せず樹林地となっており、湿地性植物や草草・低木が生育している。

3月に周辺でハクガンが約30羽確認されているなど、渡りの経路と想定される。

■調査の留意事項

鳥類：頭首工周辺の鳥類相を把握するため、頭首工地点右岸の定点調査地を1か所設定する。

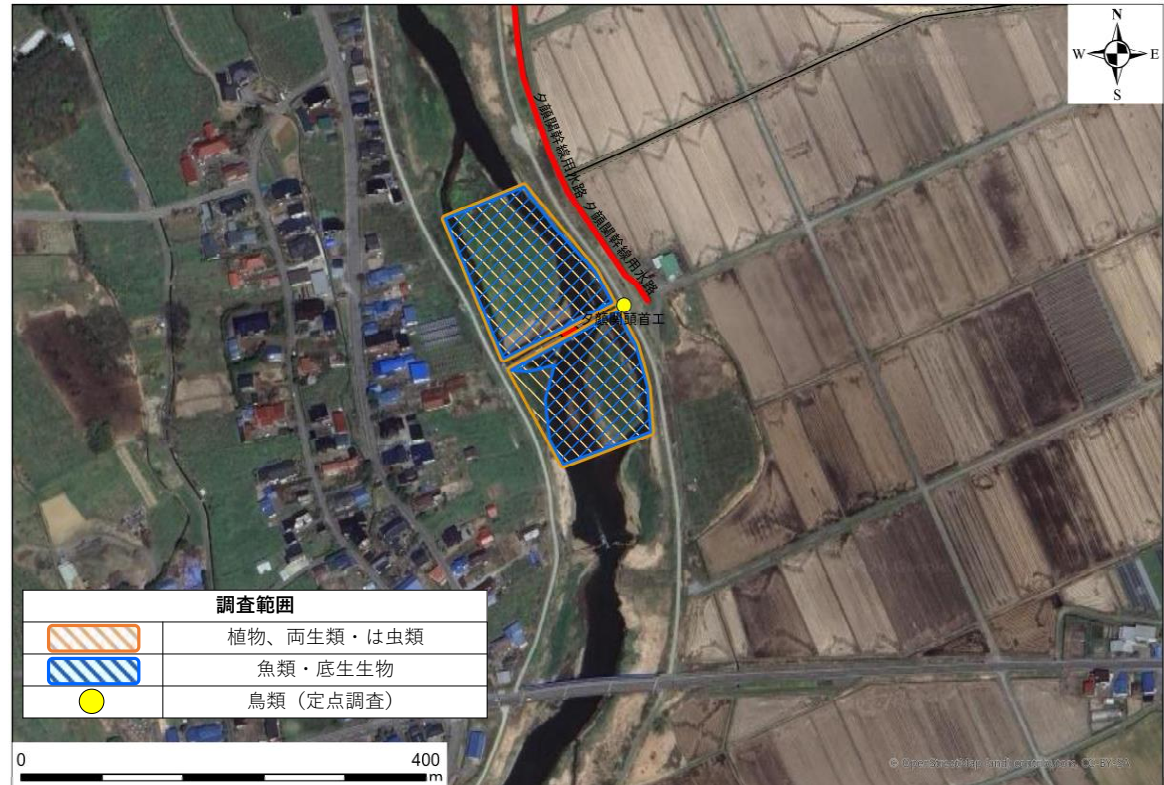
は虫類・両生類：流水域のは虫類・両生類について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。

魚類・底生動物：頭首工の上下流約100mの範囲を調査区に設定する。

植物：流水域の植物について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。



夕顔関頭首工



夕顔関頭首工 生態系調査範囲

⑤夕顔関頭首工 景観調査 視点場の設定

- 視点場設定の考え方
- ・ 頭首工については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、ランドマークである岩木山が望める近景、中景、遠景の視点場を設定する。
 - ・ 近景視点場は頭首工右岸側に設定した。
 - ・ 中景視点場は近景視点場から北東の農道に設定する。
 - ・ 遠景視点場は、近景及び中景の直線状にある農道に設定する。



夕顔関頭首工 視点場



近景



中景



遠景

⑥松島頭首工 生態系調査範囲（調査項目：鳥類、は虫類・両生類、魚類・底生動物、植物）

■整備予定地の環境

本頭首工は、岩木川水系松野木川中流の平野部に位置しており、堰長 19.0m の転倒型可動堰である。頭首工地点の右岸側は水田、左岸側は住宅地に隣接している。河川の川幅は狭く頭首工の上流側左岸の土砂の堆積した部分に湿地性植物が生育している。下流部に形成されている中州と下流約 150m の橋梁までは、ヨシなどの抽水植物が連続して生育している。

■調査の留意事項

鳥類：頭首工地点右岸の定点調査地を 1 か所設定する。

は虫類・両生類：流水域のは虫類・両生類について、魚類調査時に併せた調査区を設定する。

魚類・底生動物：頭首工の上流及び下流の施工範囲から下流側橋梁までを対象に各 1 か所（計 2 か所）の調査区を設定する。

植物：流水域の植物について魚類調査時に併せた調査区を設定する。



松島頭首工概況



松島頭首工 生態系調査範囲

⑥松島頭首工 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 頭首工の直近に住宅地が密集し、住民からはすぐ視認できる構造物である。
- 松島頭首工については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、近景、中景、遠景の視点場を設定する。
- 近景視点場は現行機場を大きく視認できる位置に設定する。
- 頭首工は低位置にあり、集落側からは視認性が悪いため、中景・遠景の視点場はほ場側に設定する。



松島頭首工 視点場



近景



中景



遠景

⑥松島揚水機場 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 揚水機場の直近に住宅地が密集し、住民からはすぐ視認できる構造物である。
- 松島揚水機場については周辺景観への影響の把握及び景観配慮方策の検討のため、周囲からの視認量(まなざし量)を基に、近景、中景、遠景の視点場を設定する。
- 近景視点場は現行機場を大きく視認できる位置に設定する。
- 揚水機場は、集落側からは視認性が悪いため、中景・遠景の視点場はほ場側に設定する。



松島揚水機場 視点場



近景



中景

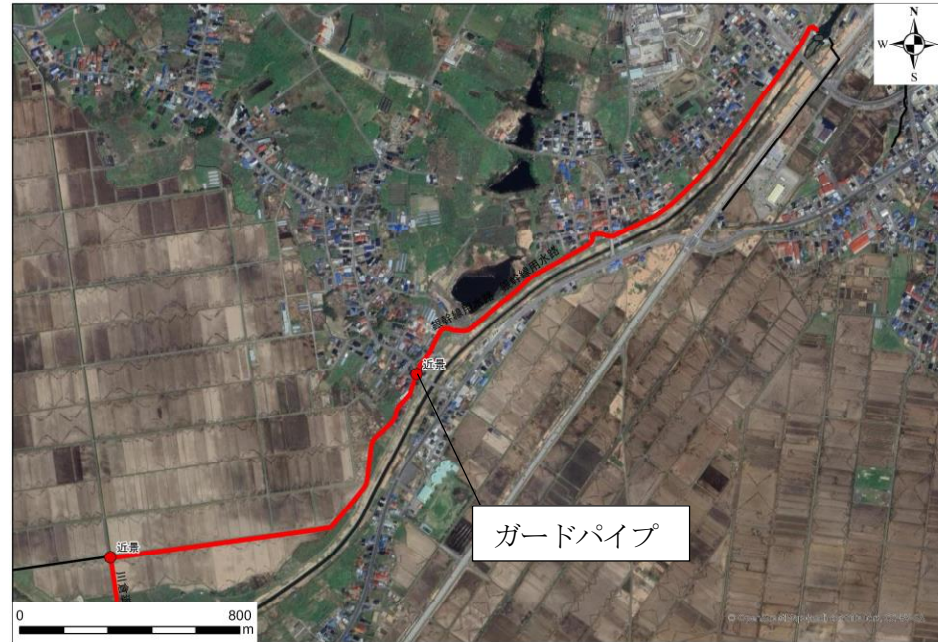


遠景

⑧銀幹線用水路 景観調査 視点場の設定

■視点場設定の考え方

- 用水路と樹園地の境界に白系のガードパイプ (安全柵) と金網フェンスが設置されている区間がある。
- ガードパイプは、周辺が集落であり、見晴らしが悪いため、近景のみを設定する。



銀幹線用水路 視点場



近景 (ガードパイプ)

確認した生物種数（現地把握地点、ルートごとにとりまとめる）

把握地点名	〇〇用水路〇〇地点（ ）		
把握日	令和 年 月 日	天候	
把握結果の概要			
区分	確認種数及び希少種		備考
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
は虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
両生類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
魚 類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
貝 類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
甲殻類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		
鳥 類	<ul style="list-style-type: none"> ・確認種数 : (5種) ・希少種 : (1種〇〇〇) ・その他 : (外来種) 		

備考には、採取した方法とその採取方法を採用した理由を明記すること。

※ 外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法」で指定された種(特定外来種・要注意生物)と、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(動物・植物)とする。

現地把握において確認された生物種の写真

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）

確認された生物に関する情報（写真番号）	
（ 年 月 日撮影）	●属種名： ● 県希少種 ● ●（例：水際のヨシの間に隠れていた）